

長崎県後期高齢者医療広域連合の事務所の位置を定める
条例

平成18年12月18日

条例第1号

長崎県後期高齢者医療広域連合の事務所の位置を次のとおり定める。

長崎市栄町4番9号

附 則

この条例は、公布の日から施行する。